

12月4日～10日は「人権週間」です



# お互いの人権を尊重して 共に生きる明るいまちに

市では、人権についての理解を深めるためにさまざまな人権教育・啓発に取り組んでいます。一人ひとりの人権を尊重し、共に生きる明るいまちになるよう、この機会に改めて人権について考えてみませんか。

■問い合わせ 生涯学習課(内線308)、教育政策室(内線318)

## 市内各施設での取り組み

### ●公民館まつり人権啓発パネル展示

下戸田公民館：11月30日<sup>土</sup>、12月1日<sup>日</sup>  
美笹公民館：12月1日<sup>日</sup>  
新曽公民館：12月7日<sup>土</sup>、8日<sup>日</sup>

### ●人権写真展

市役所東側ロビー 12月3日<sup>火</sup>～11日<sup>水</sup>

### ●人権に関する研修会・講演会

人権教育指導者研修会 ※11月実施済み  
人権講演会 12月7日<sup>土</sup>

※人権講演会について詳しくは  
9ページをご覧ください



## 小・中学校での人権教育

市内の小・中学校では、児童・生徒たちが自分の大切さとともに周りの人の大切さを認め、それが具体的な態度や行動につながるような「人権感覚」の育成を目指した人権教育に努めています。一例として、道徳の時間では、人にはそれぞれ個性があることを知り、お互いの自分らしさを認め合い、大切にしようとする心情を育てています。



日々の教育活動の中で人権感覚を高めています

## 人権は、自分らしく幸せに生きていくための 誰からも侵されることのない権利です

人権を守ることは世界平和につながるという考えから、1948年12月10日、国連は「世界人権宣言」を採択しました。また、12月4日～10日を「人権週間」、県では「人権尊重社会を目指す県民運動強調週間」と定め、さまざまな取り組みが行われています。

特定の人や集団に対して、間違った先入観や偏見などを持たず、目の前の相手と向き合うことができているか、自分自身の関わり方を見つめ直してみましょう。

## 人権課題の解決に向け、法令が定められています

### ●差別の解消を目的とした3つの法律(人権三法)

(平成28年度施行)

- ・障害者差別解消法
- ・ヘイトスピーチ解消法
- ・部落差別解消推進法

人権三法について  
詳しくはこちら



### ●埼玉県の条例(令和4年7月8日施行)

- ・埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例
- ・埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

